

新旧対照表 電力売買約款（低圧）

変更前	変更後
<p>第 1 条～第 38 条</p> <p>(略)</p>	<p>第 1 条～第 38 条</p> <p>(略)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>第 1 条～第 5 条</p> <p>(略)</p>	<p>第 1 条～第 5 条</p> <p>(略)</p>
	<p><u>第 6 条 災害救助法が適用された場合等の特別措置</u></p> <p><u>2025 年 4 月 1 日以降に本一般送配電事業者の供給区域において災害が発生し、原則として災害発生日から 1 年以内に、本一般送配電事業者の供給区域内の地域が災害救助法第 2 条第 3 項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合、または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 2 条第 1 項に定める激甚災害として指定され、本一般送配電事業者の供給区域内の地域がその対象地域となった場合で、災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から 6 月後の月の末日までに、当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限ります。）の需要場所に係る電力売買契約についてお客さまからこの特別措置の適用の申出があるときの電気料金その他の供給条件は本契約の他の規定にかかわらず次のとおりといたします。</u></p> <p><u>なお、当社は、お客さまからこの特別措置の適用の申出を受けた場合、原則として、り災証明書等を提出していただきます</u></p> <p><u>(1) 災害により被害を受けたお客さまの料金について、災害発生日が属する月の前月の料金の支払期日（支払期日が災害発生日以</u></p>

変更前	変更後
	<p><u>降となるものに限ります。) および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を、それぞれ1ヵ月延長いたします。</u></p> <p><u>(2) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、料金の算定期間ごとに次の割引を行ない、料金を算定いたします。</u></p> <p><u>イ 割引の対象</u> <u>基本料金といたします。</u> <u>ただし、第20条(電気料金の算定および支払条件)(3)イ(a)、(b)または(c)の場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。</u></p> <p><u>ロ 割引率</u> <u>ハに定める割引日数1日ごとに4パーセントといたします。</u></p> <p><u>ハ 割引日数</u> <u>割引日数は、料金の算定期間ごとに災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数といたします。</u></p> <p><u>(3) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、次のいずれかに該当する場合、第30条(工事費等の負担)にかかわらず、工事費負担金等の申受けについては、託送約款等によるものといたします。</u></p> <p><u>イ 災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用されず、電力売買契約を廃止された後、お客さまが新たに当該需要場所にて災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに電力売買契約の申</u></p>

変更前	変更後
	<p><u>込みを行なわれた場合で、かつ、その申込みが災害により被害を受けたときの当該需要場所における契約容量等をこえない場合</u></p> <p>ロ <u>再建等のため、お客さまが災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行なわれた場合で、かつ、その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一である場合</u></p> <p><u>(4) 第15条（契約電流、契約電力および契約容量）(2)イまたは附則第4条（契約容量および契約電力にかかわる特別措置）により契約容量または契約電力を定めているお客さまの需要場所が災害により被害を受けた場合で、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、第17条（料金）にかかわらず、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を申し受けません。</u></p> <p><u>(5) その他の事項については、本契約に準ずるものといたします。</u></p>
別 表	別 表
(略)	(略)